

竹原市要安全確認計画記載建築物耐震改修費補助金交付要綱を次のように定める。

平成30年8月1日

竹原市長 今 榮 敏 彦

竹原市要安全確認計画記載建築物耐震改修費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震の際の建築物の倒壊等による被害の軽減を図るために、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。）第7条第2号に掲げる建築物（以下「要安全確認計画記載建築物」という。）の耐震化を行う者に対してその費用の一部を本市の予算並びに国及び広島県の補助の範囲内において補助することについて、竹原市補助金交付規則（昭和35年規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象建築物)

第2条 この要綱による補助金の交付の対象となる建築物（以下「補助対象建築物」という。）は、市内に存する要安全確認計画記載建築物であって、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 国、地方公共団体その他公的団体が所有するもの以外のものであること。
- (2) 地震に対して安全な構造とする旨の建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第35号に規定する特定行政庁による勧告又は耐震改修促進法に基づく指導を受けたもので、建築基準法に基づく耐震改修に係る命令を受けていないものであること。

- (3) 耐震改修促進法第2条第1項に規定する耐震診断の結果、倒壊のおそれがあると判断されたものであること。
- (4) 基礎が杭基礎である補助対象建築物（耐震改修を行うものに限る。）にあっては、当該杭基礎の安全性について、一級建築士（建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第2項に規定する一級建築士をいう。以下同じ。）により確認されたものであること。

（補助対象者）

第3条 この要綱による補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 補助対象建築物の所有者であって竹原市税の滞納がない者。
- (2) 建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）の規定による建物等を管理するために補助対象建築物の区分所有者全員で構成された団体等であって、区分所有者全員が竹原市税の滞納がない者。
- (3) その他市長が適当と認める者。

（補助対象事業）

第4条 この要綱による補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が補助対象建築物について行う耐震改修、建替え又は除却であって、本市、国、本市以外の地方公共団体その他公的団体から補助金その他これに類するもの（この要綱による補助金及び地域防災拠点建築物整備緊急促進事業補助金交付要綱（令和3年3月31日 国住街第223号、国住市第156号国土交通省住宅局長通知）に基づく国の補助金を除く。）の交付を受けないもののうち、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 広島県が広域緊急輸送道路沿道建築物として指定した建築物。
- (2) 建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認済証（以下「確認済証」という。）の交付を受けた建替えであって、当該建替え

により補助対象建築物の用途が著しく異なるものとならず、延べ面積が著しく変わらないもの。

(3) 補助対象建築物の全部を除却するもの。

(補助金の交付額)

第5条 この要綱による補助金の交付額は、広域緊急輸送道路沿道の建築物の耐震改修、建替え又は除却に要する経費又は補助対象事業に要する費用に15分の11を乗じて得た額のいずれか低い額を上限とする。この場合において、当該交付額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

2 前項の補助対象事業に要する費用は、次の各号に掲げる補助対象建築物の区分に応じ、補助対象建築物の延べ面積1平方メートルにつき当該各号に定める額を乗じて得た額を限度とする。

(1) 住宅（マンションを除く。） 34, 100円

(2) マンション 50, 200円（耐震診断の結果、構造耐震指標の値が0.3未満相当である場合は55, 200円）

(3) 前各号に掲げる建築物以外のもの 51, 200円（耐震診断の結果、構造耐震指標の値が0.3未満相当である場合は56, 300円）

(補助金の交付の申請)

第6条 この要綱による補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、竹原市要安全確認計画記載建築物耐震改修費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して市長に申請しなければならない。

(1) 当該補助対象建築物に係る登記事項証明書その他当該補助対象建築物の所有者が確認できるもの。（申請の日前3月以内に交付されたものに限る。）

(2) 当該補助対象建築物の所有者（区分所有されている補助対象建築物にあつては、すべての区分所有者）の納税証明書（滞納のない証明）（申請の日

前3月以内に交付されたものに限る。)

- (3) 区分所有されている補助対象建築物にあっては、当該補助対象建築物の管理を行う団体の集会の決議書等。
 - (4) 申請者が消費税及び地方消費税の課税事業者である場合にあっては、当該申請者が課税事業者である旨の届出書。
 - (5) 当該補助対象建築物に係る確認済証の写しその他当該補助対象建築物の建築年月日がわかるもの。
 - (6) 耐震改修促進法第7条の規定による報告を行っていない補助対象建築物にあっては、当該補助対象建築物に係る耐震改修促進法第2条第1項に規定する耐震診断の結果を示す書類。
 - (7) 基礎が杭基礎である補助対象建築物（耐震改修を行うものに限る。）にあっては、当該杭基礎の安全性について、一級建築士が証する書類。
 - (8) 当該補助対象建築物の付近見取図、配置図、各階平面図、立面図、断面図、現況外観写真等。
 - (9) 当該補助対象事業に要する費用の見積書又はその写し。
 - (10) 当該補助対象事業が建替えである場合にあっては、当該建替え工事に係る実施設計書。
 - (11) 当該補助対象事業が確認済証の交付を受けなければならない工事である場合にあっては、当該工事に係る確認済証の写し（建築基準法以外の法令の規定により確認済証の交付があったものとみなされる認定を受けた工事にあっては、当該認定を受けたことを証する書類）及び建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）別記第二号様式による確認の申請書の副本の第1面から第6面までの写し。
 - (12) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類。
- 2 申請者は、前項の補助金の交付の申請にあたって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び

地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

（交付の決定等）

第7条 市長は、前条第1項の規定による申請があった場合には、当該申請を審査し、この要綱による補助金の交付を決定したときは、竹原市要安全確認計画記載建築物耐震改修費補助金交付決定通知書（様式第2号）により当該申請を行った申請者にその旨を通知し、この要綱による補助金の交付を行わないことを決定したときは、竹原市要安全確認計画記載建築物耐震改修費補助金不交付決定通知書（様式第3号）により当該申請を行った申請者にその旨を通知するものとする。

2 市長は、この要綱による補助金を交付するときは、次に掲げる条件のほか、この要綱の目的を達成し、前項の規定による補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が適切に補助対象事業を行うために必要な条件を付するものとする。

(1) 補助金は補助対象事業に要する経費に充てること。

(2) 市長が補助金に係る予算の執行の適正を期するため、補助対象事業の実施状況等に関する報告を求めたときは、市長が定める期限までに、竹原市要安全確認計画記載建築物耐震改修費補助金交付事業実施状況報告書（様式第4号）に当該実施状況等が確認できる書類を添付して報告すること。

(3) 補助対象事業が予定の期間内に完了しないとき、又はその遂行が困難になったときは速やかにその原因及びこれに対する措置を市長に報告し、そ

の指示を受けること。

(4) 規則及びこの要綱を遵守すること。

(補助対象事業の実施等)

第8条 補助事業者は、前条第1項の規定による補助金の交付の決定がされた日以後に補助対象事業に係る契約を行い、当該決定に係る補助対象事業を速やかに実施しなければならない。

2 補助事業者は、前条第1項の規定による補助金の交付の決定に係る補助対象事業に着手したときは、遅滞なく竹原市要安全確認計画記載建築物耐震改修費補助金交付事業着手届（様式第5号）に次に掲げる書類を添付して市長に届け出なければならない。

(1) 補助対象事業の実施に係る工事請負契約書の写し。

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類。

3 補助事業者は、補助対象事業の実施に当たっては、当該補助対象事業に係る経費の収支を明らかにした領収書等の書類及び帳票を備え、当該補助対象事業の完了の日から起算して5年を経過した日の属する会計年度の末日まで保存しなければならない。

(補助事業の遂行の命令)

第9条 市長は、第7条第2項第2号に規定する報告等により、補助事業者が交付決定の内容又はこれに付した条件に従って補助事業を遂行していないと認めるときは、当該補助事業者に対し、これらに従って当該補助事業を遂行することを命ずることができる。

(事業内容の変更等)

第10条 補助事業者は、第7条第1項の規定による補助金の交付の決定後において、当該決定に係る補助対象事業について、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ竹原市要安全確認計画記載建築物耐震改修費補助事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第6号）に当該変更等の内容がわか

る書類を添付して市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業の内容又は予算の変更をしようとするとき。
- (2) 補助事業を休止し、又は廃止しようとするとき。
- (3) 補助事業の実施予定時期又は期間を変更しようとするとき。

2 市長は、前項の規定により竹原市要安全確認計画記載建築物耐震改修費補助事業変更（中止・廃止）承認申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助対象事業の変更等を承認したときは、竹原市要安全確認計画記載建築物耐震改修費補助事業変更（中止・廃止）承認通知書（様式第7号）により補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第11条 補助事業者は、第7条第1項の規定による補助金の交付の決定を受けた補助対象事業が完了したときは、その完了の日から起算して30日以内（前条第2項の規定による中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認に係る通知を受理した日から30日以内）又は当該決定を受けた日の属する会計年度の末日のいずれか早い日までに、竹原市要安全確認計画記載建築物耐震改修費補助事業実績報告書（様式第8号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出して、補助対象事業の実績報告をしなければならない。

- (1) 補助対象事業の実施に要した経費に係る請求書の写し又は領収書の写し。
- (2) 補助対象事業について建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項の規定による検査済証の交付を受けた場合にあっては、当該検査済証の写し。
- (3) 補助対象事業実施前後の状況及び工事の状況等、補助対象事業の実施内容を写した写真。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類。

2 前項の規定による実績報告をする者のうち、第6条第2項ただし書きの規定により申請をした者は、第7条第1項の規定による補助金の交付の決定を受けた金額について消費税等仕入控除税額が明らかになった場合には、これ

を当該金額から減額して報告しなければならない。

(補助金額の確定)

第12条 市長は、前条第1項の規定による実績報告を受けたときは、当該実績報告に係る補助対象事業の成果が第7条第1項の規定による補助金の交付の決定及びこれに付した条件に適合するものであるかを確認し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、竹原市要安全確認計画記載建築物耐震改修費補助金確定通知書(様式第9号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第13条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、竹原市要安全確認計画記載建築物耐震改修費補助金交付請求書(様式第10号)を市長に提出し、補助金の交付の請求をするものとする。

(交付決定の取消し)

第14条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱による補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金をその交付の目的以外に使用したとき。
- (2) 第7条第2項に規定する条件に違反したとき。
- (3) 第8条第2項に規定する届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- (4) 第9条の規定による命令又は補助事業の成果が交付決定の内容、及びこれに存した条件に適合しないため行った是正命令に違反したとき。
- (5) 第11条第1項に規定する報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- (6) 市長が必要に応じて補助事業に関する報告、物件の提出を求めた場合に報告若しくは物件の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の記載をした文書若しくは偽造の物件を提出し、帳簿、書類その他の物件の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は関係者に関して虚偽の答弁をしたとき。

- (7) 補助事業に係る支出額が、予算に比し、著しく減少したとき。
- (8) 補助事業を中止し、又は市長において補助事業の遂行の見込みがないと認めるとき。
- (1) 補助金の額に比し、著しく過大な余剰金が生じたとき。
- (2) 補助事業の実施について不正の行為が認められるとき。

2 前項の規定は、補助対象事業について第12条の規定による交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用する。

3 市長は、第1項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、竹原市要安全確認計画記載建築物耐震改修費補助金交付決定取消通知書（様式第11号）によりその旨を補助事業者へ通知するものとする。

（返還命令）

第15条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について既に補助金が交付されているときは、竹原市要安全確認計画記載建築物耐震改修費補助金返還命令書（様式第12号）により、期限を定めて、補助事業者へ補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（消費税相当額の確定に伴う補助金の返還）

第16条 補助事業者は、第11条第1項の規定による実績報告後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、竹原市要安全確認計画記載建築物耐震改修費補助金消費税等仕入控除税額報告書（様式第13号）により、速やかに市長へ報告するとともに、前条の規定による市長の返還の命令を受けてこれを市へ返還しなければならない。

（暴力団の排除）

第17条 市長は、申請者が次のいずれかに該当するときは、この要綱に定め

る他の規定にかかわらず、補助金を交付しないものとする。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団。

(2) 竹原市暴力団排除条例（平成23年条例第14号）第2条第3号に規定する暴力団員等。

2 市長は、補助事業者が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、第7条第1項の規定による補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（指導及び助言）

第18条 市長は、補助事業者及び補助対象事業の施工者等に対して、補助対象事業が適切に執行されるよう、必要な指導及び助言をすることができる。

（その他）

第19条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年11月1日から施行する。